

ばんしんクレジットカード会員規約

《一般条項》

第1条(会員—本人会員・家族会員)

1. 播州信用金庫(以下「当金庫」と称します。)に対し、ばんしんクレジットカード会員規約(以下「本規約」と称します。)を承認のうえ、当金庫が発行するクレジットカード(以下「カード」と称します。)の利用をお申し込みいただき、当金庫が入会を認めた方を本人会員とします。
2. 家族会員とは、本人会員の家族のうち、本人会員が、家族会員のカード利用について本規約の適用があることを承諾のうえ本人会員の代理として指定して申し込みをし、当金庫が合理的な理由に基づき、妥当と判断した方とします。
3. 本人会員は、家族会員のカード及び各種サービスの利用によって生じる一切の債務を負担することを確認します。また家族会員が本規約を遵守しなかったことより生じた損害についても本人会員が賠償するものとします。

第2条(カードの発行と管理)

1. 本人会員、家族会員(以下両者を「会員」と称します。)には当金庫が発行するカードを貸与します。
2. 当金庫よりカードが貸与された場合は、ただちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名をしていただきます。
3. カードの所有権は当金庫に属し、会員には善良なる管理者の注意をもって使用保管していただきます。
4. カードは、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが使用でき、他人に貸与、譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。
5. 前項に違反してカードが使用された場合、その利用代金等の支払いは本人会員の責任とします。また家族会員が前項に違反したことに基づいて当金庫または第三者に損害を与えた場合の損害賠償については当該家族会員も負担するものとします。
6. カードの有効期限は当金庫が指定する日までとしカードの表面に印字します。
7. カードの有効期限が到来する場合、当金庫は引き続き会員として合理的な理由に基づき、妥当と判断した方に新しいカードと会員規約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども会員規約の効力が維持されるものとします。
8. 第10条2項の条文に基づき、当庫から本件カードの返却の請求があった場合は、会員はその請求に従って速やかに、カードを返却するものとします。

第3条(カードの年会費)

1. 本人会員は、当金庫に対し当金庫が通知または公表する年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日はカード送付時に通知するものといたします。
2. 支払方法は、第7条のカード利用代金の場合と同様とします。

3. すでにお支払い済の年会費は、退会又は会員資格の取り消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。
4. 年会費が口座引落の日にお支払いいただけなかった場合は原則としてカードのご利用を停止させていただきます。
5. 年会費が口座引落の日にお支払いいただけなかった場合は翌月以降も引落させていただく場合があります。これにより年会費をお支払い頂いた場合はカードの利用を口座引落日にさかのぼって継続させていただく場合もあります。

第4条(暗証番号)

1. 当金庫は会員からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとします。ただし、下記に該当する場合は、当金庫が通知または公表する方法により登録するものとします。
 - (イ) 会員からのお申し出のない場合。
 - (ロ) 当金庫が禁止または不適切と判断する番号でのお申し出があった場合。
2. 会員は、暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. カード利用に当たり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当金庫に責がある場合を除き、本人会員はそのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第5条(カード利用可能枠)

1. 当金庫は、第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第30条第1項に定めるキャッシングサービスごとに、カード利用可能枠を設定いたします。会員は未決済ご利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードを利用することができます。なお、ショッピングサービスのご利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、年会費、通信販売・電話予約販売代金、その他当金庫が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。
2. カード1回当たりの利用額は、日本国内の加盟店(以下「国内加盟店」と称します。)では当金庫が定める金額、日本国外の加盟店(以下「海外加盟店」と称し「国内加盟店」との総称を「加盟店」とします。)ではビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド(以下「国際提携組織」と称します。)が定める金額までとします。ただし、カード利用の際、加盟店を通じて当金庫の承認を得た場合は、一時的にこの金額を超えて利用することができます。
3. 第1項にかかわらず、第25条に定める1回払いを除く支払区分については、当金庫が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定める場合があります。その場合会員は、支払区分ごとの未決済残高が各々の利用可能枠を越えない範囲で利用することができます。ただし、未決済残高の合計が、第1項に定める利用可能枠を超えてご利用いただくことはできません。なお、各々の利用可能枠を超えて当該支払区分でカードを利用した場合は、超過した金額を一括してお支払いいただきます。
4. 第1項にかかわらず第32条に定めるキャッシング(1回払い)については、第1項に定めるキャッシングサービスの利用可能枠の範囲内で当金庫が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定め、会員は、キャッシング

(1回払い)の未決済残高を合算した金額が上記利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。

5. カード利用可能枠は、当金庫が合理的な理由に基づき必要と認めた場合には、増額又は減額できるものとします。

第6条(複数枚カード保有における利用可能枠)

当金庫の発行するカードを複数枚保有している場合、各カード毎に定められた利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額とします。ただし、それぞれのカードにおける利用可能枠は各カードに定められた額とします。

第7条(代金決済)

1. 第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第30条第1項に定めるキャッシングサービス(それらの手数料・利息を含みます。)のご利用代金は、原則として毎月10日に締め切り(以下「締切日」と称します。)、翌月5日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。)に本人会員が予め指定した金融機関口座(以下「お支払預金口座」と称します。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の当金庫が指定した日にお支払いいただくことがあります。また、支払方法について別に当金庫が指定した場合は、その方法に従いお支払いいただきます。
2. 前項の場合、当金庫は「播州信用金庫普通預金規定」(総合口座取引規定を含みます。)にかかわらず、通帳、払戻請求書、キャッシュカードの提出なしに引き落としします。
3. 会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円へ換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当金庫が定める為替処理等の事務経費として1.63%(税込)を加算したレートを適用するものとします。
4. 当金庫は第1項、第3項に基づく毎月のお支払い金額を、お支払い月の前月末頃、普通郵便で会員が予め届け出た送り先にご利用代金明細書として通知します。ご利用代金明細書の内容についての当金庫へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち2週間以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用代金明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。
5. 本人会員のお支払預金口座の預金残高不足により、第1項のご利用代金の支払債務(以下「支払債務」と称します。)の口座振替ができない場合には、当金庫は、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。
6. 本人会員のご都合による本条(代金決済)以外のお支払方法より発生した入金費用及び手数料、またそれらに課税される消費税等の公租公課、当金庫と本人会員の間で締結する会員の債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえども会員が負担するものとします。

第8条(支払金等の充当順位)

お支払いいただいた金額が支払債務全額を完済するに足りないときは、当金庫が合理的な理由に基づき妥当と判断する順序・方法により債務に充当することをご了解いただきます。ただし、第28条に定める「リボルビング払いの支払停止の抗弁」にかかわる充当順位については、割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第9条(反社会的勢力の排除)

1. 会員は、現在次の各号の一つにでも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(イ)暴力団

(ロ)暴力団員

(ハ)暴力団準構成員

(ニ)暴力団関係企業

(ホ)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

(ヘ)その他前各号に準ずる者

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(イ)暴力的な要求行為

(ロ)法的な責任を超えた不当な要求行為

(ハ)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(ニ)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

(ホ)その他前各号に準ずる行為

第10条(退会及びカードの利用停止と返却)

1. 会員は当金庫あて当金庫が案内または公表する退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。その場合カードは当金庫の指示する方法に従いご返却いただくものとします。ただし、単体クレジットカードについては裁断のうえ破棄も可能といたします。

2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当金庫が合理的な判断により会員として継続いただくことが困難と考えた場合は、当金庫は、通知、催告を行うことなく、カードの使用停止又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに会員に通知なく本件カードのご利用可能な現金自動支払機、現金自動預入払出機を通じて回収ができるものとし、これによって被る会員の損害については当金庫は責任を負いません。また加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当金庫の指示する方法に従い返却するものとします。

(イ)虚偽の申告をした場合。

(ロ)本規約のいずれかに違反もしくはそのおそれがある場合。

(ハ)当金庫に対する支払債務・保証債務又は、播信保証(株)の保証している債務の履行を怠った場合。

(ニ)本人会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。

(ホ)換金を目的とした商品購入等、カードの利用状況が不適切であると当金庫が判断した場合。

(ヘ)当金庫の地区外に移転したこと等に伴い、当金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。

3. 前二項の場合、当該会員は以下の事項に同意するものとします。

- (イ)当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き会員規約の効力が維持されるものとします。
- (ロ)会員は会員番号等を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うものとし、当該加盟店より通信料などの継続的売上が発生した場合はこれをお支払いいただきます。

第11条(期限の利益喪失)

1. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、ただちにその債務を履行するものとします。

- (イ)キャッシングサービス又はショッピングサービスの1回払いのご利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。ただし、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。
- (ロ)ショッピングサービス(1回払いを除く。)のご利用代金の支払いを遅滞し、当金庫から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- (ハ)保証会社から保証の中止または解約の申し出があったとき。
- (ニ)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。
- (ホ)差押・仮差押・保全差押・仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。
- (ヘ)破産・民事再生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。
- (ト)相続の開始があったとき。
- (チ)住所変更等の届出を怠る等の会員の過失により会員の所在が不明となったとき。
- (リ)会員がカードを貸与、譲渡、質入、担保提供し、または商品を質入、譲渡、賃貸等し、当金庫のカードの所有権あるいは商品の所有権を侵害する行為をしたとき。
- (ヌ)会員につき、債務過多等の事情による弁護士の調停、仲介による債務整理が行われているとき。

2. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当金庫の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、ただちにその債務を履行するものとします。

- (イ)商品の購入が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する場合で、本人会員が当金庫に対する支払いを1回でも遅滞したとき。
 - (ロ)当金庫に対するその他の債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 - (ハ)本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
 - (ニ)会員の入会申込に際して、虚偽の申告があったとき。
 - (ホ)会員の経営する法人につき、破産、特別清算、会社更生、民事再生の申立または解散その他営業の廃止があったとき。
 - (ヘ)次の①から③までの事由が一つでも生じ、当金庫において会員との取引を継続することが不適切であるとき。
- ①会員が第9条第1項各号の一つにでも該当したとき。

- ②会員が第9条第2項各号の一つにでも該当する行為をしたとき。
 - ③会員が第9条第1項の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (ト)前各号の他、会員の信用状態に重大な変化が生じるなど債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第12条(遅延損害金)

1. 本規約に定められた支払期日にお支払い資金が不足し、ご利用代金の全額をお支払いいただけない場合は、お支払いになるべき金額に対してその支払期日の翌日から支払日に至るまで、第25条第1項に定めるショッピングサービスの1回払い・リボルビング払いは年利率14.0%、2回払い・ボーナス一括払い・分割払いは年利率6.0%、第30条第1項に定めるキャッシングサービスは年利率14.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。
2. 本規約に基づく債務において期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、支払債務の元金残全額に対して第25条第1項に定めるショッピングサービスの1回払い・リボルビング払いは年利率14.0%、2回払い・ボーナス一括払い・分割払いは年利率6.0%、第30条第1項に定めるキャッシングサービスは年利率14.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。
3. 前二項いずれも計算方法は、日割計算とします。

第13条(カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)

1. 万一会員がカードを盗難、詐取もしくは横領(以下「盗難」と総称します。)され、又は紛失した場合は、速やかに当金庫に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を営業店窓口へ提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。
2. カードの盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは本人会員の責任となります。
3. ただし、前項により会員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当金庫が全額てん補します。
 - (イ)会員の故意又は重大な過失に起因する場合。
 - (ロ)会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者の自らの行為もしくは加担した盗難等による不正使用の場合。
 - (ハ)第2条第4項に違反して第三者にカードを使用された場合。
 - (ニ)当金庫が会員から盗難・紛失の通知を受理した日から61日以前に生じた不正使用の場合。
 - (ホ)戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。
 - (ヘ)本規約に違反している状況において盗難・紛失が生じた場合。
 - (ト)会員が当金庫の請求する書類を提出しない、又は提出した書類に不正の表示をした場合、あるいは被害調査に協力をしない場合。
 - (チ)カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。ただし、当金庫に責がある場合は除きます。
 - (リ)カードの署名欄に会員の署名が無い状態で盗難・紛失による不正使用をされた場合。

4. カードの再発行は、当金庫の所定の手続きをとっていただいたうえ、当金庫が合理的な理由に基づき、妥当と判断した場合に行います。この場合、当金庫が通知または公表した手数料を申し受けます。

第14条(偽造カードについて)

偽造カードの使用にかかるカードの利用代金は本会員の負担にはなりません。偽造カードの作出または使用について、会員に故意または重大な過失がある場合、当該偽造カードの使用にかかるカード利用代金は、本会員の負担となります。

第15条(届出事項の変更)

1. 会員が当金庫に届け出た氏名、勤務先、住所、お支払預金口座等に変更があった場合は、ただちに当金庫あてに通知または公表している変更手続きをしていただきます。
2. 前項の届出がないために当金庫から送付する通知書、書類その他のものが延着し又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。

第16条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

海外加盟店でカード利用する場合、現に適用されている又は今後適用される諸法令、諸規則などにより、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当金庫の要請にご協力いただくことがあります。また、海外加盟店でのカードの利用の制限あるいは停止にご協力いただきます。

第17条(業務委託)

会員は当金庫がカードに関する与信、管理、その他の業務の一部または全部を第三者に委託することについて予め同意するものとします。

第18条(クレジットカード債務の保証の取得)

会員は、ご利用代金、利息、手数料、遅延損害金等のクレジットカード取引から生じる一切の債務(ただし年会費は除きます。)について、保証会社の保証を得るものとします。

第19条(合意管轄裁判所)

会員と当金庫との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、購入地及び当金庫の本店、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第20条(準拠法)

会員と当金庫との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第21条(規約の改定ならびに承認)

本規約が改定され、当金庫より本人会員へその内容の通知をし、又は新会員規約を送付したのちに会員がカードを利用したときは、規約の改定を承認したものとみなします。

《ショッピングサービス条項》

第22条(カード利用方法)

1. 会員は次の(イ)(ロ)に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入ならびにサービスの提供(以下「ショッピングサービス」と称します。)を受けることができま

す。ただし、当金庫が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、カードの提示、売上票等への署名にかえて暗証番号を入力するなど当金庫が指定する操作方法により、ショッピングサービスを受けることができるものとします。

- (イ)当金庫と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。
 - (ロ)国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した国内加盟店及び海外加盟店。
2. 会員は当金庫が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、前項のカードの提示、売上票等への署名等の手続を省略し、又はカード番号等カード上に記された情報の入力のみを行う方法によりショッピングサービスを受けることができるものとします。
 3. ショッピングサービスを取り消す場合は、当金庫が案内または通知した手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。

第23条(加盟店への連絡等)

会員のカード利用に当たっては、加盟店から当金庫が照会を受ける場合、また同様に当金庫から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当金庫は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあり、会員にご了承いただきます。

1. 加盟店からの照会に対して当金庫が必要と認めた事項について回答すること。
2. カードの提示者が会員本人であることを確認する場合があること。
3. 会員のカード使用が本規約に違反する場合、違反するおそれのある場合、その他不審な場合などには、カードの使用をお断りする場合があること。
4. 前号の場合、会員へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当金庫に返却していただく場合があること。
5. 貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること。
6. 通信料金等、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けている場合、会員番号等の変更情報等を加盟店に通知する場合があること。

第24条(債権譲渡)

1. 会員はカードの利用又は当金庫のかかわる通信販売等により生じた加盟店の会員に対する債権の任意の時期ならびに方法での譲渡について、次のいずれの場合についてもご了解いただきます。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知又は承認の請求を省略させていただきます。
 - (イ)加盟店が当金庫と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当金庫に譲渡すること。
 - (ロ)加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当金庫に譲渡すること。
2. 前項により当金庫が譲り受ける債権額は、加盟店において会員がカードを提示してご署名いただいた売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通

信販売の場合は、送料等を加算した金額を合計金額とします。

第25条(支払区分)

1. 会員はカードによる商品・サービスの購入代金及び通信販売の利用代金の支払について、カード利用の際に、1回払い、2回払い、3回以上の分割払い(ボーナス併用分割払いも含む。以下「分割払い」と称します。)、ボーナス一括払い、リボルビング払い(以下総称して「支払区分」と称します。)のいずれかを指定することができます。ただし、加盟店及び商品又はサービスによっては、利用できない支払区分、回数があります。なお、支払区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。
2. 海外でカードを利用した場合は、原則として1回払いとしますが、本人会員から当金庫に申し出があり、かつ当金庫がこれを認めた場合には、会員はリボルビング払いによる支払いを指定することができます。
3. 会員が1回払い、2回払い、分割払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定した場合、
(イ)支払回数、支払期間、実質年利、分割払手数料は下記のとおりとなります。

a. 支払回数	1回	2回	3回	5回	6回	10回	12回
b. 支払期間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	10ヶ月	12ヶ月
c. 実質年利(%)	0	0	10.25	11.25	11.75	12.25	12.50
d. 利用代金100円 当たりの分割払 手数料額(円)	0	0	1.71	2.85	3.42	5.70	6.84

15回	18回	20回	24回	ボーナス一括
15ヶ月	18ヶ月	20ヶ月	24ヶ月	
12.50	12.50	12.50	12.75	0
8.55	10.26	11.40	13.68	0

ボーナス併用分割払いの実質年利は購入時期により、上記と異なる場合があります。

- (ロ)分割払いの場合、支払金合計は購入代金(利用代金)に上記の分割払手数料を加算した金額となります。(以下「分割支払金合計」と称します。)また、月々の分割払いの支払金は分割支払金合計を支払回数で除した金額となります。(以下「分割支払金」と称します。)ただし、2回払いの各回の支払分及び分割支払金の単位は1円とし、端数が生じた場合は初回に算入いたします。

(お支払い例) 10万円の10回払いでご利用の場合

○分割払手数料 $10万円 \times (5.7円 / 100円) = 5,700円$

○分割支払金合計 $10万円 + 5,700円 = 105,700円$

○月々の分割支払金 $105,700円 \div 10回 = 10,570円$

- (イ)ボーナス併用分割払いについては、ボーナス加算月を夏8月、冬1月とし、ボーナス加算総額は購入代金(利用代金)の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割(ただし、ボーナス加算月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします。)し、その金額を毎月の分割支払金に加算してお支払いいただきます。なお、利用日、支払回数によっては、ボーナス併用分割払いのお取扱いができない場合があります。

(ニ)ボーナス一括払いの支払月は夏8月、冬1月とします。なお、取扱期間は当金庫の案内または公表の期間とさせていただきます、ボーナス支払月に一括してお支払いいただきます。

4. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。

(イ)毎月の支払い元金は、締切日におけるリボルビング利用残高(以下「利用残高」と称します。)に応じて、会員が申し込み時に予め選択した支払いコースにより定める金額とし、当金庫所定の手数料をこれに加算した金額(以下「弁済金」と称します。)をお支払いいただきます。なお、入会後に会員の申し出があり当金庫が承認した場合は、支払いコースの変更ができるものとします。

(ロ)手数料は、毎月11日から翌月10日までの日々の利用残高に当金庫が案内または公表の手数料率を乗じ年365日で日割計算した金額を1ヶ月分とし、翌々月の当金庫指定日に後払いしていただきます。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。なお、各会員に適用される手数料率はカード送付時に通知されるものとします。

(ハ)会員の申し出があり当金庫が承認した場合は、毎月の支払元金の変更、翌月支払元金の増額支払いができるものとします。

5. カード利用の際に指定した支払区分のうち、1回払い、2回払い及びボーナス一括払いを当金庫が定める期間内に申し出を行い当金庫が適当と認めた場合に、リボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当金庫が認めた日にリボルビング払いの利用があったものとして前項(イ)(ロ)により計算します。

6. 手数料は金融情勢等の事情により変動する場合があります。また、第21条の規定にかかわらず、当金庫から手数料の料率変更の通知をしたのちは、分割払いは変更後のご利用分より、また、リボルビング払いは通知したときにおける利用残高の全額に対して、改定後の手数料が適用されることとなります。

第26条(商品の所有権)

商品の所有権は、カードによる商品の購入又は通信販売の利用により生じた加盟店の会員に対する債権を当金庫が加盟店から譲り受けるに伴って、加盟店から当金庫に所有権が移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで所有権が当金庫に留保される場合があります。

第27条(見本・カタログ等と現物の相違)

会員が加盟店に対して見本・カタログ等より申し込みをした場合において、提供された商品、権利又は役務が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は加盟店に商品の交換を申し出るか又は当該売買契約の解除をすることができます。

第28条(支払停止の抗弁)

1. 会員は、ショッピングサービスに下記事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、支払いを停止することができるものとします。

(イ)商品、権利又は役務の提供がなされないこと。

(ロ)商品の破損、汚損、故障、その他瑕疵(欠陥)があること。

(ハ)商品、権利又は役務の提供について、その他加盟店に対して生じてい

る事由があること。

2. 会員が前項の支払いの停止を行う旨を当金庫に申し出たときは、ただちに通知または公表の手続きをとるものとします。
3. 会員は前項の申し出をするときは、予め上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、第2項の申し出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合にはその資料を添付いただきます。)を当金庫に提出するよう努めるものとします。また、当金庫が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力いただきます。
5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
 - (イ) 売買契約が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。
 - (ロ) 会員の指定した支払区分が、1回払いのとき。
 - (ハ) 2回払い、ボーナス一括払い又は、分割払いで利用した1回のカード利用に係る支払総額が40,000円に満たないとき。
 - (ニ) リボルビング払いで利用した1回のカード利用に係る現金価格の合計が38,000円に満たないとき。
 - (ホ) 商品、権利又は役務の提供を受ける以外の目的でカードを利用したとき。
 - (ヘ) 海外加盟店でカードを利用したとき。
 - (ト) その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
6. 会員は、当金庫がご利用代金の残額から第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のご利用代金の支払いを継続していただきます。

第29条(早期完済の場合の特約)

会員は分割払いの支払方法において、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、78分法又はそれに準ずる当金庫が通知または案内の計算方法により、算出された期限未到来の分割払手数料のうち当金庫が通知または案内の割合による金額の払い戻しを当金庫に請求できます。

《キャッシングサービス条項》

第30条(キャッシングサービス)

1. 会員は、以下のいずれかの方法により当金庫から融資を受けること(以下「キャッシングサービス」と称します。)ができます。
 - (イ) 当金庫の指定する日本国内外の現金自動支払機又は現金自動預払機(以下「CD・ATM」と称します。)を利用する方法
 - (ロ) その他当金庫が定める方法
2. 1回当たりの融資額は当金庫が認める場合を除き、原則として10,000円単位とします。
3. 当金庫が別途認める場合を除き、キャッシングサービスの利用にはカードと暗証番号を使用し、当金庫が通知または案内する利用方法によるものとします。
4. 約定支払日にご利用代金の決済が遅延した場合など当金庫が相当と判断した場合は、キャッシングサービスの利用をお断りし、又カード貸与を

一時停止することがあります。

第31条(キャッシングサービスの利率等)

1. キャッシングサービスによる融資金(以下「融資金」と称します。)及び利息のお支払い方法は、ご利用の都度、1回払い(以下「キャッシング(1回払い)」と称します。)又はリボルビング払い(以下「キャッシング(リボ)」と称します。)のいずれかを指定します。ただし、日本国外でキャッシングサービスをご利用の場合、お支払方法はキャッシング(1回払い)に限ります。また、家族会員はキャッシング(1回払い)に限りご利用できます。
2. 本人会員は、当金庫が別途通知した利率をもって計算された利息を支払うものとします。
3. 利息は、毎月締切日の融資金残高に対し前回の約定支払日の翌日から次回の約定支払日までの日割計算とします。ただし、第1回目の利息は、ご利用日(キャッシング(1回払い))についてはご利用日の翌日から第1回目の約定支払日までの日割計算によって計算された金額とします。なお、融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本人会員に支払義務は有りません。
4. 本人会員は、融資利率が金融情勢等の事情により変動することにご了解いただくものとします。また、第21条の規定にかかわらず、当金庫から利率の変更を通知した後は、融資金残高の全額に対して、改定後の利率が適用されることをご了解いただきます。

第32条(キャッシングサービスの支払方法等)

1. キャッシング(1回払い)返済方法は元利一括返済方式とします。
2. キャッシング(リボ)の返済については次のとおりとします。
 - (イ)返済方法は元金定額返済方式、ボーナス月元金増額返済方式の2種類から選択するものとします。なお、当金庫が認めた場合は、ボーナス月のみ元金返済方式を選択することができるものとします。
 - (ロ)毎月の返済額は、後記「<キャッシングサービス>のご案内」に定める返済元金と第31条で定める利率により当金庫所定の方法で計算された利息との合計金額とします。ただし、前月10日の融資金残高が上記返済元金に満たない場合は、その融資金残高を元金とします。
 - (ハ)当金庫が通知または案内した方法で申込、当金庫が妥当と判断した場合は返済方法及び返済元金を変更することができます。

第33条(早期返済の場合の特約)

本人会員は約定支払日前であっても、当金庫が通知または案内した返済方法により、融資金残高の全部又は一部をお支払いできます。

第34条(貸付の契約にかかる勧誘)

会員は、当金庫が会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うことに同意します。

《相殺に関する条項》

第35条(当金庫からの相殺)

1. 会員が本規約に基づく当金庫に対する債務を履行すべき場合にはショッピング利用代金、分割払手数料・リボルビング払手数料、遅延損害金、キャッシング利用代金等、これらの取引から生じる一切の債権と、会員の預金その他の当金庫の負担する債務とを、その債務の期限の如何に関

らず、いつでも当金庫は相殺することができます。この場合、当金庫は書面により会員に通知するものとします。

2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息及び遅延損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第36条(会員からの相殺)

1. 会員は、支払期にある預金その他当金庫に対する債権と本規約に基づく当金庫に対する債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項により相殺する場合、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出するものとします。
3. 第1項により相殺する場合、債権債務の利息及び遅延損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金利息については預金規定の定めによります。

第37条(相殺における充当の指定)

1. 当金庫から相殺する場合に、会員が本規約に基づく当金庫に対する債務のほかに当金庫に対して債務を負担しているときは、当金庫は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができます。会員はその指定に対して異議を述べることはできません。
2. 会員から相殺する場合に、会員が本規約に基づく当金庫に対する債務のほかに当金庫に対して債務を負担しているときは、会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、会員がどの相殺にあてるかを指定しなかったときは、当金庫が指定することができます。会員はその指定に対して異議を述べることはできません。
3. 会員の当金庫に対する債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて前項の会員の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保および保証の有無の状況等を考慮して、どの債務の相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項、第3項により当金庫が指定する会員の債務について、期限の未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

ばんしんゴールドカード会員特約

第1条

播州信用金庫(以下「当金庫」と称します。)に対し、ばんしんクレジットカード会員規約を承認のうえ、当金庫が発行するばんしんゴールドカードの利用をお申し込みいただき、当金庫が入会を認めた方をばんしんゴールドカード会員とします。